**【主要課題】**

第２編　各論　　１　虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

**①　障害者の虐待防止に向けた取組の推進**

* 平成２４（2012）年に施行された障害者虐待防止法に基づき、虐待の早期発見・防止のための取組を推進することが求められています。
* 虐待通報の増加に対応する体制整備が必要です。
* 市民や施設従事者、事業者等が、障害者の虐待防止や権利擁護について、一層理解を深めることが求められています。

＜参考＞虐待通報ダイヤルへの通報内容別件数（通報受付時）



**②　障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進**

* 令和3年5月に一部改正された障害者差別解消法や令和２年１０月に施行された広島市障害者差別解消推進条例に基づき、障害を理由とした差別の解消のための取組を推進することが求められています。
* 障害者差別解消法や広島市障害者差別解消推進条例についての認知度が低いため、法や条例について市民や事業者等への更なる普及啓発が求められています。

＜参考＞令和４年度（2022年度）広島市市民意識調査

「広島市障害者差別解消推進条例について知っているか」という問いに対し、82.1％が「知らない」と回答しています。

**【施策の方向性】**

**①　障害者の虐待防止に向けた取組の推進**

* 障害者の虐待防止・権利擁護についての啓発に取り組みます。
* 虐待に係る相談体制や、緊急一時保護の充実を図ります。
* 児童虐待防止、高齢者虐待防止、配偶者からの暴力の防止などの取組と連携を図ります。
* 相談支援事業者等と連携した相談体制の強化や、専門的な関係機関との連携により、障害者の権利擁護の充実に努めます。

**②　障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進**

* 障害者差別解消法や広島市障害者差別解消推進条例の「差別的な取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」などの内容について、広く市民や事業者等への分かりやすい周知に努めるとともに、広島市職員対応要領に基づいて本市職員等への研修を行います。
* 障害者差別解消に向けた相談体制の充実を図るとともに、広島市障害者差別解消推進条例等に基づき、相談・紛争解決等のための対応に取り組みます。

**【主な事業・取組】**

第２編　各論　　１　虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

**①　障害者の虐待防止に向けた取組の推進**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 《拡》 障害者虐待防止事業 | 障害者虐待防止の啓発に努めるとともに、障害者虐待防止センターに専門相談員を配置し、センターを中心に児童虐待防止等の関連部局や相談支援事業者等と連携した虐待防止等のための取組を実施。また、24時間・365日通報等を受け付け、緊急対応が必要な場合等に緊急一時保護を実施 |
| 福祉サービス事業所等の体制整備等 | 福祉サービス事業所等に対し、障害者の権利擁護や障害者虐待の防止等のため、責任者の設置や従業者等に対する研修を実施するよう指導 |

**②　障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 《拡》 障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組 | 障害を理由とする差別の解消に向けて、本市職員等への研修の実施や、市政出前講座の実施、シンポジウムの開催等での啓発を実施 |
| 《拡》 障害者差別解消に向けた相談体制の充実 | 障害者差別解消に向けた他の相談窓口との連携強化等による相談体制の充実 |
| 《拡》 広島市障害者差別解消推進条例等に基づく相談や紛争解決等のための取組 | 広島市障害者差別解消推進条例等に基づき、本市相談窓口での相談を受け付けるとともに、広島市障害者差別解消調整審議会を運営 |

**【主要課題】**

第２編　各論　　１　虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

**①　障害者権利条約や関連する法律についての啓発**

* あらゆる障害や障害者についての理解の促進のためには、平成２６（2014）年に締結された障害者権利条約や、平成２８（2016）年に施行された障害者差別解消法などの関連する法律についての啓発が重要です。また、障害者が主体的に社会の活動に参加し活躍していくためには、障害者も、障害者権利条約や関連する法律について学ぶことが大切です。

**②　地域、学校、職場等における障害や障害者についての理解の促進**

* 障害者が住み慣れた地域において自立して生活するためには、身近な地域、学校、職場等における障害や障害者についての一層の啓発により、心のバリアフリーを促進することが重要です。

**【施策の方向性】**

**①　障害者権利条約や関連する法律についての啓発**

* 障害者権利条約や関連する法律、広島市障害者差別解消推進条例についての周知を図り、障害者への意識啓発や、市民や地域における普及啓発に努めます。

**②　地域、学校、職場等における障害や障害者についての理解の促進**

* 地域における様々な活動の場や、学校教育、職場等における、障害や障害者についての正しい理解や心のバリアフリーを促進する取組を一層進めます。特に、障害特性の十分な認知が進んでいない、発達障害、高次脳機能障害、難病についての周知・啓発を推進します。

**【主な事業・取組】**

**①　障害者権利条約や関連する法律についての啓発**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 《拡》 障害者権利条約、関連する法律や条例の普及啓発 | 障害者権利条約、障害者差別解消法などの関連する法律や条例についての普及・啓発を実施 |

**②　地域、学校、職場等における障害や障害者についての理解の促進**

第２編　各論　　１　虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 障害者週間（１２月３日～９日）推進事業 | 作文・ポスター募集や障害福祉推進の貢献者の表彰等を実施 |
| やさしさ発見（福祉活動体験）プログラム事業 | 広島市社会福祉協議会が学校、企業等を対象に、障害のある学習協力者による指導や福祉活動体験等のプログラムを実施 |
| 人権啓発リーダー養成講座の実施 | 企業や地域団体等各種団体で行う啓発活動を支援するため、企業等において人権問題に関する啓発を推進する指導者を養成する研修会を実施 |
| 障害者を理解するための市職員への研修 | 新規採用職員研修等における障害者理解を深める研修（福祉に関する基本的な知識の習得や車椅子体験の実習等）を実施 |
| 発達障害、高次脳機能障害、難病についての周知・啓発 | 特に障害特性の十分な認知が進んでいない発達障害、高次脳機能障害、難病について正しい理解を促進するため、講演会を開催するとともに本市の広報紙やホームページ等で幅広く情報を発信 |
| ヘルプマークの普及啓発 | 広島県、障害者団体等と連携してヘルプマークの普及及び市民への周知を実施 |
| 《拡》 「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」の運営と掲載情報等の充実　〈再掲〉 | 障害や障害者に対する理解を深める情報、障害者に役立つ情報、障害者団体や支援団体の活動情報を発信する「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」を運営するとともに、掲載情報等の充実を図るため、本サイトに登録していない団体への登録勧奨等を実施〈マーガレットサイトＵＲＬ〉https://shougai-hiroshimacity.jp/ |

**【主要課題】**

第２編　各論　　１　虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

**①　障害者の主体的な参加による幅広い交流の場づくり**

* 障害や障害者についての理解を促進するとともに、スポーツ・文化芸術行事やその他のあらゆる分野への障害者の主体的な参加や、全市レベルから地域のコミュニティ単位に至る交流の場づくりをすすめ、障害者と市民との交流を促進することが求められています。

**②　ボランティアの育成とネットワーク化の推進**

* 障害者の自立及び社会参加を実現するためには、ボランティアの果たす役割が重要であることから、一層のボランティア育成が求められています。
* ボランティア活動への支援やネットワーク化の推進により、ボランティア及びボランティアを必要とする人の細やかなニーズに対応できる体制作りが求められています。

**③　障害者団体や支援団体のノウハウをいかした障害者支援活動の促進**

* 障害者への多様な支援を専門的かつ継続的に行うため、障害者団体や支援団体のノウハウを活かした障害者支援を一層促進することが求められています。
* 障害者への支援を促進するためには、既存の団体やＮＰＯ等との連携強化や、それらの各団体等の活動に対する継続的な支援が必要です。

**【施策の方向性】**

**①　障害者の主体的な参加による幅広い交流の場づくり**

* 地域における行事等への障害者の参加の機会を増やす取組について検討し、住み慣れた地域等で、つながりのある安心した生活ができるよう支援します。
* 全市レベルでの各種行事等への障害者の主体的な参加による、市民との交流や、幅広い交流の場づくりにより、障害や障害者への理解を促進します。

**②　ボランティアの育成とネットワーク化の推進**

* 障害者のニーズに対応したボランティア養成講座や登録ボランティアのフォローアップ講座等により、一層のボランティア育成に努めます。
* 障害者を支えるボランティア活動への支援やボランティア団体等のネットワーク化の推進に努めます。

**③　障害者団体や支援団体のノウハウをいかした障害者支援活動の促進**

* 障害者団体やＮＰＯ等との連携を強化し、そのノウハウをいかした障害者を支援する活動を促進します。
* 障害者団体等による交流の場づくりや、ピアサポート等の自主的な取組、相談支援事業等の活動に対する支援を充実します。

**【主な事業・取組】**

**①　障害者の主体的な参加による幅広い交流の場づくり**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 《拡》 地域のサロン等の交流の場への障害者の参加促進策の検討と実施 | 地域のサロン等の交流の場への障害者の参加を促進する方策の検討と「広島市障害者支援情報提供サイト（マーガレットサイト）」での地域のサロン情報の提供〈マーガレットサイトＵＲＬ〉https://shougai-hiroshimacity.jp/ |
| フラワーフェスティバル「ふれあいの広場」の設置・運営 | ステージ発表、福祉サービス事業所等の製品の展示・販売等を通じて、交流を促進 |
| 障害児子どもまつり開催事業補助 | ステージ発表やあそびの広場等での交流を促進する行事を実施する事業を補助 |
| 文化、スポーツ等行事への障害者、障害者団体等の参加促進 | 障害者や障害者団体等による、区民まつり等へのバザー出展やスポーツ・レクリエーション行事への参加等を通じ、住民との交流を促進 |

**②　ボランティアの育成とネットワーク化の推進**

第２編　各論　　１　虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 心身障害者福祉センターにおけるボランティア養成講座の開催 | 手話、朗読等ボランティアを養成するための講座を開催 |
| 視覚障害者ＩＣＴボランティアの養成・派遣 | 視覚障害者用パソコンソフトウェアの設定や操作方法等の指導を行う「ＩＣＴ利活用支援ボランティア」の養成講座を実施するとともに、要請に応じて、視覚障害者の自宅等に派遣 |
| 市ボランティア情報センター事業・区ボランティアセンター事業 | 広島市社会福祉協議会及び区社会福祉協議会が、ボランティアの育成、情報提供、相談対応・活動調整等の事業・活動を実施 |

**③　障害者団体や支援団体のノウハウをいかした障害者支援活動の促進**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 障害者団体やグループ等による自主的な取組への支援 | 交流の場づくり、相談支援、ピアサポート（同じ障害者による支援）、障害児の放課後等の活動の場づくり等、様々な自主的な取組に対し支援 |
| 高次脳機能障害者支援事業 | 高次脳機能障害について正しい知識の普及を図るとともに、高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援事業を実施 |
| 難病患者等交流会等の実施 | 患者会と連携し、交流会や難病講演会・相談会を開催 |